

議案第 11 号

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例の制定について

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例

(設置)

第 1 条 松阪市は、市民等の憩いの場として、レクリエーション活動の振興と健康増進に寄与するため、総合運動公園デイキャンプ場（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 総合運動公園デイキャンプ場

位置 松阪市山下町 111 番地

(休業日)

第 3 条 施設の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、除く。

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日。ただし、当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、除く。

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用の許可)

第 4 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用時間及び使用料)

第 5 条 使用時間及び使用料は、別表第 1 に掲げるとおりとする。ただし、市長が特

に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を市長が定める期日までに納めなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、市長が別に定める。

（特別の設備）

第6条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用の許可の取消し等）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第12条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

使用料

	時間区分		使用料／単位
	4月1日から9月30日までの土曜日、日曜日及び祝日	左記以外の期間	
バーベキューサイト	①午前9時30分から午後2時まで	午前9時30分から午後4時30分まで	3,000円／1テーブル
	②午後2時30分から午後7時まで		
キャンプサイト	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後4時30分まで	小 1,500円 中 2,000円 大 2,500円 ／1区画
シャワー	キャンプサイトの使用時間に準ずる		100円／1室1回

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 4月1日から9月30日までの土曜日、日曜日及び祝日のバーベキューサイトの使用時間及び使用料について、時間区分を連続して使用する場合は、各時間区分に定める額の合計とし、その間の時間外使用に係る使用料は、無料とする。

専用使用

	使用時間		使用区分	使用料／1日
	バーベキューサイト及びキャンプサイト	4月1日から9月30日までの土曜日、日曜日及び祝日	午前9時30分から午後7時まで	入場料等を徴する場合
上記以外の場合				69,000円
上記以外		午前9時30分から午後4時30分まで	入場料等を徴する場合	90,000円
			上記以外の場合	45,000円

備考 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。